

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、大きく前進しました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実な成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に「自殺対策基本法」が改正され、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これを踏まえ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「東浦町自殺対策計画」を策定します。

2 計画策定の背景

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このような、包括的な取り組みを実施するためには、自殺の要因となり得る、生活困窮、精神疾患、ひきこもり、失業、社会的孤立など、関連する様々な分野の施策や関係機関が密接に連携する必要があります。

国の自殺総合対策大綱では「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、自殺対策は、「生きることの阻害因子」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進因子」を増やし、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があるとしています。

東浦町においても国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」をもとに、本町の自殺対策として取り組むべき施策を掲げ、関係機関との連携を図り、自殺対策を推進していきます。

3 実施機関の考え方

これまで「いきいき健康プラン 21」において「休養・こころ」の分野を推進してきましたが、その経過を踏まえて新たに自殺対策計画を策定し、すべての町民が健康でいきいきと生活できる社会を目指します。

さらに本町の上位計画である「第 6 次東浦町総合計画」や関連諸計画との整合性を図ります。